

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 Q & A

Q 1 発熱等による新型コロナウイルス感染症の感染疑いで、医療機関に3日間入院しました。傷病手当金は支給対象になりますか。

A 1 3日以上入院をした場合は、支給対象になります。

Q 2 新型コロナウイルス感染症の感染疑いで、保健所の指示で自宅または宿泊施設において療養（以下、「宿泊療養等」という）した場合は、傷病手当金の支給対象になりますか。

A 2 感染疑いの場合は支給対象外です。新型コロナウイルス感染症に感染した方で、保健所等の指示により宿泊療養等した方は対象となります。（支給対象となる要件について、詳しくは所属の支部へお問い合わせください。）

Q 3 濃厚接触者となり、事業主（又は請負先）から自宅待機を求められました。傷病手当金は受けられますか。

A 3 新型コロナウイルス感染症に感染していないため、支給対象とはなりません。

Q 4 労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象になると聞きました。その場合も傷病手当金の支給対象となりますか。

A 4 労災保険の対象になる場合は、支給対象外です。

Q 5 支給されるまでどのくらいかかりますか。

A 5 申請書をご提出いただいた日から約2か月後に口座に振込を行う予定です。申請の内容によっては審査にお時間をいただくため、遅れる場合もあります。また、審査の結果、不支給となる場合もあります。